

家畜共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、家畜共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが下部に記載しております問合先までご連絡ください。

令和3年4月

目 次

No.	記 載 内 容	ページ
1	加入資格者	P. 3
2	加入申込みによる共済関係（契約）の成立	P. 3
3	引受審査	P. 3
4	補償対象家畜	P. 4
5	共済金の支払対象となる事故	P. 5
6	共済事故の一部事故除外（事故除外選択）	P. 6
7	共済金の支払額	P. 8
8	共済金が支払えない場合等	P. 9
9	待期間	P. 10
10	共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）	P. 11
11	共済掛金率	P. 11
12	共済価額	P. 11
13	共済金額（補償額）	P. 11
14	共済掛金	P. 12
15	共済掛金の納入方法	P. 12
16	共済掛金の納入期限の取扱い	P. 12
17	組合への通知義務	P. 13
18	期末調整	P. 13
19	共済関係の解除	P. 13
20	損害防止の義務	P. 14

1 加入資格者

加入できる方は、養畜の業務を営む方（自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する方）であり、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている方、試験研究機関及び学校等公的機関は加入できません。また、家畜個体識別一括情報照会システム（以下、「牛トレサ情報」という）の利用に協力を得られない場合は加入できません。

肉豚については養畜の業務を営んでいる方ですが、農家単位引受方式への加入者は次の要件も全て満たす方となります。

- (1) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間において、母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間において、飼養する母豚から出生した豚がその方の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めており、かつ、今後も飼養する母豚から出生した豚が、出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 過去3年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、今後も当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

2 加入申込みによる共済関係（契約）の成立

- (1) 家畜共済の契約は、加入される方が別に定めている家畜共済加入申込書に、必要事項を記入等のうえ、組合に申込みいただき、組合がその申込みを承諾したときに成立します。
- (2) 加入の仕方は、死亡廃用共済（家畜が死亡したとき及び廃用となった場合の補償）と疾病傷害共済（家畜が病気等に罹りその治療に要した経費の補償）があり、両方加入することもできますし、どちらか一方に加入することもできます。
- (3) 家畜共済に加入する組合員は、共済責任の開始前に、共済掛金期間中に飼養する見込みの包括共済区分※のすべての家畜について品種別・用途別に、期首もしくは導入予定時点の月齢別の頭数を申告していただきます。

※ 包括共済家畜区分・・・家畜共済では、制度の安定した運用と被害率抑制を目的に、農家単位で、乳牛、肉用牛などの種類等ごとに全頭加入いただいています。この種類等ごとの区分を『包括共済家畜区分』といいます。

3 引受審査

家畜の種類ごとに飼養するすべての家畜を申し込んでください。

なお、次に該当するものがあって、その危険の程度からみて、他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができません。また、個別共済関係にあっては、次のいずれかに該当する場合は加入することができません。

- (1) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの

- (2) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚
- (3) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの
- (4) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

4 補償対象家畜

補償対象家畜は、牛・馬・豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けており、牛の胎児・子牛については、加入者の申し出により補償の対象とすることができます。

また、加入者の方が飼養している家畜で、加入資格のあるものは、包括共済家畜区分ごとにまとめて全頭加入していただきます。

【包括共済関係】

対象家畜		包括共済家畜区分	
		死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
	満24月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
	牛の胎児のうち乳牛であるもの		
	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの		
馬	満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
豚	繁殖用の豚で、出生後5月の末日を経過したもの	種豚	種豚
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第20日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの。 ※特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚	

注1 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合（補償割合）〔死亡廃用共済〕、選択割合〔疾病傷害共済〕を選択し加入することができます。

注2 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。

注3 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部

加入ができません。

【個別共済関係】

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けている牛及び馬であって、家畜1頭ごとに加入します。区分は、「乳用種雄牛」、「肉用種雄牛」、「種雄馬」の3区分があります。

5 共済金の支払対象となる事故

家畜共済における共済事故は、牛、馬及び種豚は、死亡、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚は死亡だけとなっています。

共済事故発生時に加入者が行わなければならない事項として、死亡、廃用、疾病及び傷害が発生した時は、すぐにその内容を組合に通知するとともに、獣医師の診療(検案)を求める必要があります。

なお、種豚及び肉豚が一般事故で死亡した場合、組合員が死亡豚の画像を組合に送信し通知することで検案を省略できることの選択ができます。詳細は組合にお問い合わせ願います。

<死亡廃用共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明	
すべての家畜	死亡事故	死亡(と殺を除く)。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺	
牛(胎児を除く)、 馬、種豚	廃用 事故	1号	疾病または不慮の傷害によって死にひんしたとき
		2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		3号	骨折、は行若しくは両眼失明または牛伝染性リンパ腫、BSE その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき
		4号	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかになった日から30日を下回らない範囲内において、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき
		5号	搾乳牛・育成乳牛、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき
		6号	搾乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったとき
		7号	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

注1 死亡事故について、家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当

金、特別手当金又は補償金として交付され、これらを原因とする死亡は共済事故から除外されますが、それは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜としてと殺されたことによる死亡及び牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の疑似患畜としてと殺されたことによる死亡並びに家畜伝染病予防法第 17 条の 2 第 1 項に規定する指定家畜（口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外であっても殺す必要がある家畜）が殺処分されたことによる死亡です。

注 2 3号廃用について、BSE または牛伝染リンパ腫は、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商等に譲渡した後にと畜場で診断され全廃棄されたことで、組合員等が売渡価格の一部または全部を家畜商等に返還または賠償した場合を含む）も、共済金の支払対象となります。

注 3 7号廃用の対象家畜は、「育成乳牛」、「育成・肥育牛」となります。

<疾病傷害共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
牛（胎児を除く）、馬、種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

6 共済事故の一部事故除外（事故除外選択）

共済事故の選択とは、共済事故の一部を除外して加入する方法です。このことにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うこととなりますので注意願います。

共済事故の一部事故除外については、死亡廃用共済のみが対象であり、疾病傷害共済では事故除外の加入方式はありません。

また、共済事故を選択（事故除外）できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、農家単位引受方式）で加入し、下表の条件を満たす方です。

【事故除外方式の申出基準】

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	ア 当該共済掛金期間の開始の時に於いて、現に飼養する搾乳牛または育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛または育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外種類	対象家畜の種類	共済金支払対象とする事故		共済金支払いから除外する事故
1号のイ除外	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛、育成乳牛	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故 		通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛、育成乳牛	死亡事故	1号・2号・3号・4号・7号の廃用	5号、6号の廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故 		通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
3号除外	繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災・伝染性の疾病※1※2、自然災害による死亡事故	/	通常の死亡事故

※1 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る）、届出伝染病にあつては真症のもの。

7 共済金の支払額

<死亡廃用共済>

次の①、②の算出値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

① = (事故家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 補償金) × 付保割合

② = 事故家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 補償金 - 手当金

※ ①の場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※ 火災、伝染病及び自然災害を除いた通常の事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※ ①、②の事故家畜の評価額とも、固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚)については、期首または導入時点の月齢の価額を用い、棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬)については、事故時点の月齢の価額を用います。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
引受時評価	期首・導入時点の月齢の評価	期末時点の月齢の評価
事故時評価	期首・導入時点の月齢の評価	事故時点の月齢の評価

※ 廃用の場合、肉皮等残存物価額は、廃用家畜の取引価格となります。廃用家畜の取引価格は、次により計算されます。

廃用家畜の取引価格 = 廃用家畜の売渡価格 - 売渡先への返還金

注1 特定事故(火災、伝染病(家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病及び届出伝染病)風水害等の自然災害)を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死廃事故支払共済金限度額の範囲内で共済金が支払われます。

注2 共済金の請求には診断書(検案書)の提出が必要となります。さらに、廃用事故の場合は、業者の買受書、又は家畜販売代金精算書等の事故家畜の販売価額を明らかにする書類を組合に提出してください。廃用家畜は、枝肉(皮、内臓を含む)で販売することを原則とします。廃用家畜を枝肉(皮、内臓を含む)として販売(家畜商等に委託した場合を含む)する場合にあっては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合に提出してください。

注3 盗難及び行方不明等の場合には盗難被害届、又は遺失物届の証明書もしくは届出書の写しを提出してください。

<疾病傷害共済>

病傷事故に係る治療費は、病傷給付点数の範囲内であれば何回受診しても共済金として支払われます。ただし、病傷給付基準及び限度点数の範囲を超えた治療費並びに初診料は、加入者の負担となります。

共済金を請求するときは、診断書を組合に提出してください。ただし、指定獣医師の診療を受けた場合で、その診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を組合に提出してください。なお、組合獣医師及び組合嘱託獣医師の診療を受けた場合は、限度点数以内は給付対象の診療が共済金の支払いとなりますので共済金の請求は必要ありません。

令和2年1月1日以後に責任を開始するものからは初診点数が共済金の支払対象

になり、初診点数を含む診療費の総額のうち1割が加入者の自己負担になります。
(共済金から除外される分を除く)

家畜共済診療点数表等で定められた初診点数は1,300円です。診療を受けた獣医師が定めている初診料との差額は、直接お支払い願います。

8 共済金が支払えない場合等

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
 - ・牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼養家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合も含まれます。
- (2) 損害防止の処置に従わなかった場合
- (3) 損害発生通知など通知義務を怠った場合
 - ・提出を遅延した場合、その日数により組合の理事会で定めた免責割合が適用されます。
- (4) 損害発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況(損害防止の適否)等が現地で確認できない場合
- (5) 共済掛金の払込みを遅延した場合
 - ・掛金の分納を行った場合に、第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し、2週間の猶予期間を経過したときは、払込期限後共済掛金が払込まれるまでの間に発生した事故は全額免責となります。
- (6) 告知義務違反
 - 包括共済関係の申込みの際、次の事実又は事項につき、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
 - ・疾病に罹り若しくは傷害を受けているものがあること、または疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること
- (7) 死亡廃用共済に付された家畜であって、廃用に係るものを組合の承諾を得ずにと殺し、または譲り渡した場合(緊急にと殺し、または譲り渡す必要があったこと、及び牛伝染性リンパ腫またはBSEに罹っていることを知らずにと殺し、または譲り渡したことにつき、重大な過失がないことを除く)
- (8) 加入の際に病傷の状態にあった家畜、又はその原因が生じていた病傷によって損害が生じたときは全額免責になります。
- (9) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (10) 加入者の悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたときは、全額免責となります。
- (11) 牛伝染性リンパ腫による死廃事故について、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置※を実施していないときは、4割免責となります。
また、と場において、牛伝染性リンパ腫と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後、3日を超えて組合に事故の発生通知をしなかったときは、1割免責となります。

※牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置

- 1) 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと

- 2) 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること
- 3) 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること
- 4) 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器具等の血液が付着する物品は、洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること

(11) 家畜共済の共済金の支払いに不足を生じる場合には、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減して支払われる場合があります。

9 待期間

新規に共済掛金期間が開始した後2週間（この期間を待期間と言います）の間に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません（導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

なお、共済加入者間で取引された家畜（取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体）は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

この場合においては、導入前の飼養者が指定の様式（申出書）により加入情報を組合に提出していることが前提となります。導入前の飼養者に該当したときのため、情報の開示を承諾いただきますようお願いいたします。

ただし、共済加入者間での取引であったとしても、事故が導入前に発生していた場合（持込事故）には、補償を受けることはできません。

◇ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内（待期間）に発生した死産事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら速やかに組合へご連絡ください。

【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡または廃用に伴う胎子死	母牛の死亡または廃用

【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書（検案書）
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
- ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの
※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
- ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
- ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精（種付・移植）証明書

なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

10 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます）は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。共済責任期間は原則として1年間となり、既に共済関係が成立している契約の始期または終期に共済掛金期間を統一する場合に限り、短期引受ができます。

11 共済掛金率

農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率（損害率）の多寡に応じた21段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率（損害率）を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します（毎年度、適用する掛金率を見直します）。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

12 共済価額

家畜の価額を合計した額を共済価額といいます。家畜の価額は、家畜市場又は食肉市場から得られる平均取引価格等を踏まえ、包括共済家畜区分、品種ごと、月齢ごとの評価額の基準（評価基準）を設定し、評価額を決定します。

13 共済金額（補償額）

<死亡廃用共済>

共済金額（補償額）＝ 共済価額 × 付保割合（補償割合）※

※ 付保割合（補償割合）は共済価額に対し、2割から8割（肉豚は4割から8割）までの間で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択をお薦めしています。

<疾病傷害共済>

共済金額 = 病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内において加入者が申出た金額

※ 病傷共済金支払限度額 = 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計※1 × 病傷共済金支払限度率※2 × 短期係数

※1 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計は、農林水産大臣が定める1頭当たりの価額（50万円）×頭数が限度となります。

※2 病傷共済金支払限度率は、農林水産大臣が定めます。

14 共済掛金

<死亡廃用共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 短期係数

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

<疾病傷害共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、国庫負担限度額までは牛及び馬は50%、豚は40%です。

※ 農家負担掛金の他に加入いただく家畜の種類ごと、規模ごとに応じた事務費賦課金をご負担頂きます。

15 共済掛金の納入方法

共済掛金期間開始の時に全額お支払いいただく一括納入と4回に分けてお支払いいただく分割納入があります。

分割納入は、包括共済家畜区分ごとに農家負担掛金が5万円以上の場合に限ります。分割納入する場合には保証人または担保が必要となりますので、加入時に申し出いただくとともに、組合が提示する分割納入申請書兼確約書を提出いただくこととなります。

16 共済掛金の納入期限の取扱い

共済掛金の納入期限（分割納入は1回目の納入期限）は、共済掛金期間開始の前日となります。

ただし、継続加入の場合や共済掛金期間開始を他の契約期間の始期に合わせる場合、納入期限は2週間猶予されます。

17 組合への通知義務

次の場合、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ったり遅れたりすると、共済金の全部または一部が支払われないことや、既に支払った共済金の一部を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

<共通>

- (1) 家畜に去勢、その他大きな手術をするとき。
- (2) 放牧や共進会に出陳するとき。
- (3) 家畜に管理人を定めるときや飼養場所を変えるとき。

<死亡廃用共済>

- (1) 次の異動が生じたとき。
 - ア 農場の譲受、畜舎の増築等、養畜業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け。
 - イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け。
 - ウ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。
- (2) 家畜が死亡または廃用になったとき。
- (3) 母牛が死亡廃用共済に加入していない又は事故除外している場合であっても、胎児が死亡廃用共済に加入している場合は、母牛が死亡あるいは廃用の条件を満たす状態となったとき。
- (4) 家畜が行方不明になったとき。
- (5) と畜場において、BSE または牛伝染性リンパ腫と診断されたとき。

<疾病傷害共済>

- (1) 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。
 - ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
 - イ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

18 期末調整 ※死亡廃用共済のみ

加入者は共済掛金期間終了後（期末）、速やかに牛トレサ情報、飼養状況等（共済掛金期間中に導入、出荷等の牛等の異動を把握）を整理し、組合に連絡してください。整理後、提出いただいた牛トレサ情報、飼養状況に基づき、組合は当該共済掛金期間の引受を再計算し直します。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

19 共済関係の解除

- (1) 家畜共済から収入保険制度に移行する場合

期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を

再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還を行います。収入保険制度に移行する場合は組合に申し出てください。

(2) 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割で計算した金額を返還します。

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出て下さい。

(3) 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(4) 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ウ 牛トレサ情報または組合員の帳簿その他飼養管理等の記録を利用して、家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合。

20 損害防止の義務

加入者は、加入した家畜について通常の管理及び損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

詳しくは、組合担当者にお問い合わせください。

令和3年度家畜共済の評価基準及び評価額（評価資料）

令和3年度評価基準及び評価額(評価資料)を次のとおりとする。
 なお、種豚以外の包括共済家畜区分については、雌雄の両方に適用する。

1 育成乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
0	200
1	226
2	252
3	278
4	303
5	329
6	355
7	380
8	406
9	432
10	458
11	483
12	509
13	535
14	560
15	586
16	612
17	637
18	663
19	689
20	715
21	740
22	766
23	781

2 搾乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
24	796
25	811
26	811
27	811
28	811
29	811
30	811
31	811
32	811
33	811
34	811
35	811
36	811
37	811
38	811
39	811
40	811
41	811
42	811
43	797
44	783
45	769
46	755
47	741
48	727
49	713
50	699
51	685
52	671
53	657
54	643
55	628
56	614
57	600
58	586
59	572
60	558
61	544
62	530
63	516

月齢	価額
64	502
65	488
66	474
67	460
68	446
69	432
70	417
71	403
72	389
73	375
74	361
75	347
76	333
77	319
78	305
79	291
80	277
81	263
82	249
83	235
84～	221

3 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛を除く)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齡	価額
0	282
1	330
2	377
3	425
4	472
5	519
6	567
7	614
8	661
9	709
10	756
11	786
12	816
13	846
14	876
15	906
16	936
17	966
18	996
19	1,026
20	1,056
21	1,086
22	1,116
23	1,146
24	1,176
25	1,206
26	1,236
27	1,266
28	1,296
29	1,326
30	1,356
31~	1,386

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齡	価額
0	262
1	296
2	329
3	363
4	396
5	430
6	463
7	497
8	530
9	564
10	597
11	622
12	647
13	672
14	697
15	722
16	748
17	773
18	798
19	823
20	848
21	873
22	898
23	923
24	948
25	973
26	998
27	1,024
28	1,049
29	1,074
30	1,099
31	1,124
32	1,149
33	1,174
34~	1,199

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齡	価額
0	250
1	274
2	299
3	324
4	349
5	374
6	398
7	423
8	448
9	470
10	492
11	514
12	535
13	557
14	579
15	601
16	623
17	645
18	667
19	688
20	710
21	732
22	754
23	776
24	798
25	820
26	841
27~	863

(4) 乳用種
(単位:千円)

月齡	価額
0	117
1	132
2	147
3	162
4	177
5	192
6	206
7	221
8	236
9	240
10	245
11	249
12	253
13	257
14	261
15	265
16	270
17	274
18	278
19	282
20	286
21~	291

4 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛に限る)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齡	価額
0	282
1	327
2	371
3	416
4	461
5	505
6	550
7	594
8	639
9	683
10	728
11	749
12	771
13	793
14	814
15	836
16	858
17	879
18	901
19	922
20	944
21	966
22	987
23	1,009

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齡	価額
0	262
1	291
2	320
3	348
4	377
5	405
6	434
7	463
8	491
9	520
10	549
11	570
12	592
13	613
14	635
15	657
16	678
17	700
18	721
19	743
20	765
21	786
22	808
23	830

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齡	価額
0	250
1	268
2	286
3	304
4	321
5	339
6	357
7	375
8	393
9	411
10	433
11	455
12	476
13	498
14	520
15	541
16	563
17	584
18	606
19	628
20	649
21	671
22	692
23	714

5 繁殖用雌牛

(1) 黒毛和種

月齡	価額	月齡	価額
24	1,031	64	934
25	1,052	65	923
26	1,052	66	911
27	1,052	67	899
28	1,052	68	887
29	1,052	69	876
30	1,052	70	864
31	1,052	71	852
32	1,052	72	840
33	1,052	73	829
34	1,052	74	817
35	1,052	75	805
36	1,052	76	793
37	1,052	77	782
38	1,052	78	770
39	1,052	79	758
40	1,052	80	746
41	1,052	81	734
42	1,052	82	723
43	1,052	83	711
44	1,052	84	699
45	1,052	85	687
46	1,052	86	676
47	1,052	87	664
48	1,052	88	652
49	1,052	89	640
50	1,052	90	629
51	1,052	91	617
52	1,052	92	605
53	1,052	93	593
54	1,052	94	581
55	1,040	95	570
56	1,029	96	558
57	1,017	97	546
58	1,005	98	534
59	993	99	523
60	982	100	511
61	970	101	499
62	958	102	487
63	946	103	476

(単位:千円)

月齡	価額
104	464
105	452
106	440
107	429
108~	417

(2) 褐毛和種

月齡	価額	月齡	価額
24	851	64	782
25	873	65	773
26	873	66	764
27	873	67	755
28	873	68	746
29	873	69	737
30	873	70	728
31	873	71	719
32	873	72	710
33	873	73	701
34	873	74	692
35	873	75	682
36	873	76	673
37	873	77	664
38	873	78	655
39	873	79	646
40	873	80	637
41	873	81	628
42	873	82	619
43	873	83	610
44	873	84	601
45	873	85	592
46	873	86	583
47	873	87	574
48	873	88	565
49	873	89	556
50	873	90	547
51	873	91	537
52	873	92	528
53	873	93	519
54	873	94	510
55	864	95	501
56	855	96	492
57	846	97	483
58	837	98	474
59	827	99	465
60	818	100	456
61	809	101	447
62	800	102	438
63	791	103	429

(単位:千円)

月齡	価額
104	420
105	411
106	402
107	392
108~	383

(3)交雑種

(単位:千円)

月齡	価額
24	736
25	757
26	757
27	757
28	757
29	757
30	757
31	757
32	757
33	757
34	757
35	757
36	757
37	757
38	757
39	757
40	757
41	757
42	757
43	757
44	757
45	757
46	757
47	757
48	757
49	757
50	757
51	757
52	757
53	757
54	757
55	750
56	743
57	737
58	730
59	723
60	716
61	709
62	702
63	695

月齡	価額
64	688
65	681
66	674
67	667
68	660
69	653
70	647
71	640
72	633
73	626
74	619
75	612
76	605
77	598
78	591
79	584
80	577
81	570
82	563
83	557
84	550
85	543
86	536
87	529
88	522
89	515
90	508
91	501
92	494
93	487
94	480
95	473
96	466
97	460
98	453
99	446
100	439
101	432
102	425
103	418

月齡	価額
104	411
105	404
106	397
107	390
108~	383

6 育成・肥育馬

(1) 農用馬

月齡	価額
0	454
1	511
2	569
3	627
4	684
5	742
6	800
7	857
8	915
9	973
10	1,030
11	1,088
12	1,146
13	1,154
14	1,162
15	1,170
16	1,179
17	1,187
18	1,195
19	1,204
20	1,212
21	1,220
22	1,228
23	1,237
24	1,245
25	1,253
26	1,262
27	1,270
28	1,278
29	1,286
30	1,295
31	1,303
32	1,311
33	1,320
34	1,328
35	1,336

(単位:千円)

月齡	価額
36	1,344
37	1,344
38	1,344
39	1,344
40	1,344
41	1,344
42	1,344
43	1,344
44	1,344
45	1,344
46	1,344
47	1,344
48	1,344
49	1,344
50	1,344
51	1,344
52	1,344
53	1,344
54	1,344
55	1,344
56	1,344
57	1,344
58	1,344
59	1,344
60～	1,344

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	227
1	255
2	284
3	313
4	342
5	371
6	400
7	428
8	457
9	486
10	515
11	544
12	573
13	577
14	581
15	585
16	589
17	593
18	597
19	602
20	606
21	610
22	614
23	618
24	622
25	626
26	631
27	635
28	639
29	643
30	647
31	651
32	655
33	660
34	664
35	668

月齡	価額
36	672
37	672
38	672
39	672
40	672
41	672
42	672
43	672
44	672
45	672
46	672
47	672
48	672
49	672
50	672
51	672
52	672
53	672
54	672
55	672
56	672
57	672
58	672
59	672
60～	672

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	90
1	102
2	113
3	125
4	136
5	148
6	160
7	171
8	183
9	194
10	206
11	217
12	229
13	230
14	232
15	234
16	235
17	237
18	239
19	240
20	242
21	244
22	245
23	247
24	249
25	250
26	252
27	254
28	255
29	257
30	259
31	260
32	262
33	264
34	265
35	267

月齡	価額
36	268
37	268
38	268
39	268
40	268
41	268
42	268
43	268
44	268
45	268
46	268
47	268
48	268
49	268
50	268
51	268
52	268
53	268
54	268
55	268
56	268
57	268
58	268
59	268
60~	268

7 育成・肥育馬、繁殖用雌馬

(1) 農用馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	1344
37	1344
38	1344
39	1344
40	1344
41	1344
42	1344
43	1344
44	1344
45	1344
46	1344
47	1344
48	1344
49	1344
50	1344
51	1344
52	1344
53	1344
54	1344
55	1344
56	1344
57	1344
58	1344
59	1344
60	1344
61	1344
62	1344
63	1344
64	1344
65	1344
66	1344
67	1344
68	1344
69	1344
70	1344
71	1344
72	1344
73	1344
74	1344
75	1344

月齡	価額
76	1344
77	1344
78	1344
79	1344
80	1344
81	1344
82	1344
83	1344
84	1344
85	1344
86	1344
87	1344
88	1344
89	1344
90	1344
91	1336
92	1327
93	1318
94	1309
95	1300
96	1291
97	1282
98	1273
99	1265
100	1256
101	1247
102	1238
103	1229
104	1220
105	1211
106	1202
107	1194
108	1185
109	1176
110	1167
111	1158
112	1149
113	1140
114	1132
115	1123

月齡	価額
116	1114
117	1105
118	1096
119	1087
120	1078
121	1069
122	1061
123	1052
124	1043
125	1034
126	1025
127	1016
128	1007
129	998
130	990
131	981
132	972
133	963
134	954
135	945
136	936
137	927
138	919
139	910
140	901
141	892
142	883
143	874
144	865
145	856
146	848
147	839
148	830
149	821
150	812
151	803
152	794
153	785
154	777
155	768

月齡	価額
156	759
157	750
158	741
159	732
160	723
161	715
162	706
163	697
164	688
165	679
166	670
167	661
168	652
169	644
170	635
171	626
172	617
173	608
174	599
175	590
176	581
177	573
178	564
179	555
180～	546

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	672
37	672
38	672
39	672
40	672
41	672
42	672
43	672
44	672
45	672
46	672
47	672
48	672
49	672
50	672
51	672
52	672
53	672
54	672
55	672
56	672
57	672
58	672
59	672
60	672
61	672
62	672
63	672
64	672
65	672
66	672
67	672
68	672
69	672
70	672
71	672
72	672
73	672
74	672
75	672

月齡	価額
76	672
77	672
78	672
79	672
80	672
81	672
82	672
83	672
84	672
85	672
86	672
87	672
88	672
89	672
90	672
91	668
92	663
93	659
94	654
95	650
96	645
97	641
98	636
99	632
100	628
101	623
102	619
103	614
104	610
105	605
106	601
107	597
108	592
109	588
110	583
111	579
112	574
113	570
114	566
115	561

月齡	価額
116	557
117	552
118	548
119	543
120	539
121	534
122	530
123	526
124	521
125	517
126	512
127	508
128	503
129	499
130	495
131	490
132	486
133	481
134	477
135	472
136	468
137	463
138	459
139	455
140	450
141	446
142	441
143	437
144	432
145	428
146	424
147	419
148	415
149	410
150	406
151	401
152	397
153	392
154	388
155	384

月齡	価額
156	379
157	375
158	370
159	366
160	361
161	357
162	353
163	348
164	344
165	339
166	335
167	330
168	326
169	322
170	317
171	313
172	308
173	304
174	299
175	295
176	290
177	286
178	282
179	277
180~	273

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	268
37	268
38	268
39	268
40	268
41	268
42	268
43	268
44	268
45	268
46	268
47	268
48	268
49	268
50	268
51	268
52	268
53	268
54	268
55	268
56	268
57	268
58	268
59	268
60	268
61	268
62	268
63	268
64	268
65	268
66	268
67	268
68	268
69	268
70	268
71	268
72	268
73	268
74	268
75	268

月齡	価額
76	268
77	268
78	268
79	268
80	268
81	268
82	268
83	268
84	268
85	268
86	268
87	268
88	268
89	268
90	268
91	267
92	265
93	263
94	261
95	260
96	258
97	256
98	254
99	253
100	251
101	249
102	247
103	245
104	244
105	242
106	240
107	238
108	237
109	235
110	233
111	231
112	229
113	228
114	226
115	224

月齡	価額
116	222
117	221
118	219
119	217
120	215
121	213
122	212
123	210
124	208
125	206
126	205
127	203
128	201
129	199
130	198
131	196
132	194
133	192
134	190
135	189
136	187
137	185
138	183
139	182
140	180
141	178
142	176
143	174
144	173
145	171
146	169
147	167
148	166
149	164
150	162
151	160
152	158
153	157
154	155
155	153

月齡	価額
156	151
157	150
158	148
159	146
160	144
161	143
162	141
163	139
164	137
165	135
166	134
167	132
168	130
169	128
170	127
171	125
172	123
173	121
174	119
175	118
176	116
177	114
178	112
179	111
180~	109

8 種豚

(1) 雄

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	20
3	53
4	86
5	118
6	151
7	155
8	159
9	159
10	159
11	159
12	159
13	159
14	159
15	159
16	159
17	159
18	159
19	159
20	159
21	159
22	159
23	159
24	159
25	159
26	159
27	159
28	159
29	159
30	159
31	159
32	140
33	120
34	101
35	81
36	62
37	42
38~	23

(2) 雌

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	20
3	36
4	52
5	67
6	83
7	87
8	91
9	95
10	98
11	102
12	106
13	106
14	106
15	106
16	106
17	106
18	106
19	106
20	106
21	106
22	106
23	106
24	106
25	106
26	106
27	106
28	99
29	91
30	83
31	76
32	68
33	61
34	53
35	45
36	38
37	30
38~	23

9 肉用種種雄牛

(単位:千円)

月齡	価額
0	282
1	333
2	384
3	435
4	486
5	537
6	588
7	639
8	689
9	740
10	791
11	813
12	834
13	856
14	878
15	899
16	921
17	942
18	964
19	964
20	964
21	964
22	964
23	964
24	964
25	964
26	964
27	964
28	964
29	964
30	964
31	964
32	964
33	964
34	964
35	964
36	964
37	964
38	964
39	964

月齡	価額
40	964
41	964
42	964
43	964
44	964
45	964
46	964
47	964
48	964
49	964
50	964
51	964
52	964
53	964
54	964
55	964
56	964
57	964
58	964
59	964
60	964
61	952
62	941
63	929
64	917
65	905
66	894
67	882
68	870
69	858
70	847
71	835
72	823
73	811
74	800
75	788
76	776
77	764
78	753
79	741

月齡	価額
80	729
81	717
82	706
83	694
84	682
85	670
86	659
87	647
88	635
89	623
90	612
91	600
92	588
93	576
94	565
95	553
96	541
97	529
98	518
99	506
100	494
101	482
102	471
103	459
104	447
105	435
106	424
107	412
108	400
109	388
110	377
111	365
112	353
113	342
114	330
115	318
116	306
117~	295

10 共済金の基礎となる胎児の価額

(単位:千円)

畜種	価額
乳用種初生牛価額	117
交雑種初生牛価額	250
褐毛和種初生牛価額	262
黒毛和種初生牛価額	282

11 死亡した胎児の共済価額の基礎となる価額

1) 育成乳牛

(1) 乳用種

(単位:千円)

月齢	価額
0	117
1	132
2	147
3	162
4	177
5	192
6	206
7	221
8	236
9	240
10	245
11	249

2) 育成・肥育牛

(1) 黒毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	282
1	330
2	377
3	425
4	472
5	519
6	567
7	614
8	661
9	709
10	756
11	786

(2) 褐毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	262
1	296
2	329
3	363
4	396
5	430
6	463
7	497
8	530
9	564
10	597
11	622

(3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
0	250
1	274
2	299
3	324
4	349
5	374
6	398
7	423
8	448
9	470
10	492
11	514

12 肉豚の評価額

(単位:千円)

価額
14

1.3 疾病傷害共済に適用する評価基準について

家畜区分	用途	品種又は対象家畜等	適用する評価基準
乳用牛			育成乳牛 搾乳牛
肉用牛	肥育	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の褐毛和種
		交雑種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の交雑種
		ホルスタイン	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）のホルスタイン
	繁殖	黒毛和種	繁殖用雌牛の黒毛和種
		褐毛和種	繁殖用雌牛の褐毛和種
交雑種		繁殖用雌牛の交雑種	
一般馬	肥育	育成肥育馬	育成・肥育馬（繁殖用雌馬の育成馬を除く）
	繁殖	繁殖用雌馬	繁殖用雌馬
種豚		雄	種豚（雄）
		雌	種豚（雌）
肉用種種雄牛		肉用種種雄牛	肉用種種雄牛

(別表)

その他の品種等に係る評価基準の適用について

1 その他の品種に係る評価基準の適用について

共済目的等		品種	性別	適用する評価基準
家畜共済	育成乳牛 搾乳牛	ジャージー種 その他乳用種	♀	24月齢未満は育成乳牛 24月齢以上は搾乳牛
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛を除く)	黒毛和種×褐毛和種	♂♀	育成・肥育牛（繁殖用雌牛育成牛を除く） 褐毛和種
		日本短角種 和牛間交雑種 肉専用種	♂♀	育成・肥育牛（繁殖用雌牛育成牛を除く） 褐毛和種
		ホルスタイン種 ジャージー種 その他乳用種 (肥育のみ目的、搾乳しない)	♀	育成・肥育牛 乳用種
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛に限る) 繁殖用雌牛	日本短角種 肉専用種 黒毛和種×褐毛和種	♀	24月齢未満は育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）の褐毛和種 24月齢以上は繁殖用雌牛の褐毛和種
胎児・初生牛	乳用種×肉用種 交雑種×肉用種	♂♀	交雑種初生牛	
	肉用種間の交雑種及び黒毛和種以外の肉用種	♂♀	褐毛和種初生牛	

2 飼養の目的が変更となった場合の適用について

元の飼養目的	適用する共済目的	適用する評価基準
育成乳牛及び搾乳牛よりした場合	育成・肥育牛	月齢に関わらず搾乳牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌牛よりした場合		繁殖用雌牛 黒毛和種、繁殖用雌牛 褐毛和種、繁殖用雌牛 交雑種において、月齢に関わらずそれぞれの評価基準の終点価額。

3 搾乳又は繁殖に供した個体を肥育用に用途変更した場合の共済金の基礎に適用する評価区分

品種	適用する共済目的	適用する価額
乳用種	育成・肥育牛	搾乳牛の終点価額
黒毛和種		繁殖用雌牛（黒毛和種）の終点価額
褐毛和種		繁殖用雌牛（褐毛和種）の終点価額
交雑種		繁殖用雌牛（交雑種）の終点価額